

子育て教育

児童手当・特例給付

所得上限を超え、手当支給が無かった方は再度申請が必要です

令和6年6月分から令和5年中の所得で審査します(表1参照)。現在、所得上限超過で手当を受けていない方のうち、所得が上限内となった方は再度認定請求書を提出することで、児童手当・特例給付を受けることができます。再認定となった場合は6、9月分を10月に指定口座に振り込みます。所得上限限度額の計算方法は市HPをご覧ください。

表1 児童手当・特例給付の所得上限限度額表

扶養親族の数 (カッコ内は例)	所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	858万円	1,071万円
1人 (児童1人の場合等)	896万円	1,124万円
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	934万円	1,162万円
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	972万円	1,200万円
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	1,010万円	1,238万円
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	1,048万円	1,276万円

所得制限撤廃や多子加算額の増加、高校生年齢までの支給対象拡大等が予定されています。改正は10月分から、支給は12月の予定です。詳細は随時広報いなぎ・市HP等でお知らせします。

◆共通事項

先問子育て支援課手当助成係

対象年度が切り替わります

児童育成手当の所得審査

5月申請分からは令和5年中の所得で審査します。所得制限・所得制限における控除は表2・3を参照してください。

今までの所得超過のために手当が支給されなかった方も認定される場合がありますので申請してください。申請は認定になると申請日の翌月分からは支給対象となります。提出が遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなります。

父や母が死亡・離婚・重度

表2 児童育成手当の所得制限額表

扶養人数	所得制限額
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円
4人	512万4,000円
5人	550万4,000円

※扶養人数とは令和5年1月~12月の税法上の扶養人数です。

窓口に
※平尾・若葉台出張所や郵送、休日開庁日の申請は不可
必要書類
申請書(子育て支援課で記入)
保護者・対象児童のマイナンバーが分かる書類

表3 児童育成手当 所得制限における控除額の種類

控除の種類	控除額	
扶養控除	老人扶養	10万円
	特定扶養等	25万円
	特別障害	40万円
	その他障害	27万円
本人該当控除	特別障害	40万円
	その他障害	27万円
	寡婦	27万円
	ひとり親	35万円
その他控除	勤労学生	27万円
	雑損控除	相当額
	医療費控除	
	小規模企業共済 配偶者特別控除	
定額控除(社会保険相当額)	8万円	

場先問子ども家庭支援センター
学務課学務係

法的措置
督促等でも納入されない場合は、裁判所による支払督促や強制執行(給与差押他)等の法的措置を取ります。その場合、手続き費用・遅延損害金も併せて納入していただきます。

申請者の本人確認書類
申請者名義の通帳等金融機関の口座番号が分かる物
戸籍謄本や障害状況が分かる手帳等
先問子育て支援課手当助成係
参加者募集
子育て講座
子どもの褒め方

子どもは自分の行動が注目されるとその行動を増やそうと考えます。その特徴を踏まえた褒め方を紹介します。子どもを褒めて伸ばしたい方、褒め方を学び直したい方にお勧めです。

市内在住で3歳~小学校3年生までの保護者
5月21日(火)
午前10時~11時30分
4人(申込先着順)
保育が必要な方は申し込み時にお伝えください(1歳6カ月以上の未就園児に限る)。
申し込みフォーム(下記参照)、電話(5月2日(木)午前9時~)

経済的な理由で支払いが困難な方へ給食費等を援助しています。利用には申請が必要です。

納期内に納入してください
学校給食費
学校給食費は給食の食材を購入するための大切な財源で、法律に基づき保護者の皆さんが負担するものです。必ず納期内に納入をお願いします。納入相談等、詳細はお問い合わせください。

5月12日は
民生委員・児童委員の日

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された地域住民を支援するボランティアです。児童委員は民生委員が兼ねており、担当区域を持つ児童委員と、担当区域を持

日本赤十字社では、5月1日(水)から1カ月間、赤十字会員増強運動を実施します。集められた赤十字活動資金は、救護活動や血液事業を始めとする様々な赤十字の事業に使われています。運動期間中、各家庭を自治会等の担当者が募金に伺うことがあります。また、生活福祉課の窓口でも募金を受け付けています。

ご協力ください
赤十字活動資金募集

5月1日~10日は
春の地域安全運動
守ろうよ
わたしの好きな
街だから

春の地域安全運動では次の項目を重点に実施します。
重点目標
子どもと女性に対する犯罪被害防止
特殊詐欺の被害防止
自転車盗の被害防止
多摩中央警察署 ☎042-375-0110

民生委員・児童委員の活動内容や日頃の活動を分かりやすく紹介します。
日時 5月14日(火) 午前9時30分~午後4時
5月15日(水) 午前9時~

安心して相談できます
高齢者・障害者・ひとり親家庭等で生活に関する問題を抱えている方や、子どもの問題等の悩みがある方はご相談ください。民生委員・児童委員には守秘義務がありますので、相談内容や個人情報が出ることはありません。

たずねる児童問題を専門に担当する主任児童委員がいます。現在、市内では6人の主任児童委員を含む63人の民生委員・児童委員が活動しています。

運営事業者を募集します
第四文化センター児童館・
第四文化センター学童クラブ

市内に現に児童館、学童クラブ、認可保育所その他認可外保育所・幼稚園を運営する事業者
運営方法 運営業務委託(公設民営)
開始時期 令和7年4月
窓口、郵送
募集要項は児童青少年課、市HPで入手可能
6月21日(金)
審査に必要な「提案書類」は7月5日(金)までに提出してください。
5月13日(月)に事前説明会を行います。
先問児童青少年課児童館・学童クラブ係

臨時休業します
南多摩斎場

火葬炉保守点検のため、次の業務を休止します。
5月23日(木) 式場通夜
5月24日(金) 火葬業務、式場告別式・通夜
5月25日(土) 火葬業務、式場告別式
臨時休業期間も予約受付、霊安室は平常どおり使用可
南多摩斎場 ☎042-797-7641

午後4時
5月16日(木) 午前9時30分~午後3時
場市役所1階ロビー
生活福祉課地域福祉係



民生委員・児童委員PR展